

## ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	官地民木の一事例--国有地入会に関連して
Author(s)	小林. 三衛
Citation	茨城大学文理学部紀要. 社会科学(13): 33-44
Issue Date	1962-12
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10109/10296">http://hdl.handle.net/10109/10296</a>
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係  
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

# 官地民木の一事例

—— 国有地入会に関連して ——

小林 三衛

青森県(旧津軽藩)には、官地民木という特殊な形態があり、とくに西海岸の防風防砂を目的とする屏風山と称されている山林は、有名である。西津軽郡木造町大字越水の広岡部落では、昭和二八年に、屏風山内の立木を伐採し、その売却代金の配分をめぐって、訴訟となり、三二年一月一八日の青森地方裁判所<sup>ガ</sup>沢支部判決において、国有地入会を認め、大正四年三月一六日の大審院判決に対立するものとして、注目されている。さきに、この判例研究を<sup>(1)</sup>発表し、また、中尾英俊助教授が屏風山の利用状況を中心として、国有地入会を論証している<sup>(2)</sup>ので、本稿では、重複をさけ、屏風山の地盤の売払について、簡単にふれ、現在残っている官地民木の事例を紹介し、それが国有地入会にあたることを述べようとするものである。

国は、昭和三二年、経営上適切でないという理由で、屏風山を売払うことに決定した。屏風山は、官地官木、官地民木、民地民木など国有地と民有地が交錯し、国有地には、大部分入会権が存在し、これを消滅させることが困難であるためである。簡単にいえば、このような国有地は、めんどろで、もうからないのである。普通の国有林野なら

ば、それでもよいだろうが、屏風山は、防風防砂を目的とする保安林である。保安林は、国有林野だけにかぎらないが、国有林野の公共性という点から、右のような売払には、問題がある。このような保安林こそ、国が所有し、管理すべきであろう。一方、地元住民は、買受けに消極的であった。官地民木のまま、入会権にもとづいて、地代を支払うこともなく、利用できるからである。右のような問題があるにもかかわらず、国は、その方針を強行し、三四年三月二四日、売払を完了した。

屏風山の売買に関して、売払人は、もちろん国であるが、買受人は、町村長になっている。この点、町村長と地元住民との間に、問題を残しているといわなければならない。まず、所有権をそのまま町村に帰属させておくか、入会権を有する地元住民に売渡すかが問題である。町村有としておく場合、地元住民との関係をどうするかが問題となる。地元住民にとっては、国有の場合よりも不利となる——借地料を支払うなど——こともある。これらについては、実態を明らかにする必要があるが、別の機会にゆずりたい。

国と町村長の間の売買契約で、注意すべき点は、つぎのとおりである（「屏風山国有林野売買契約書」による。甲は国、乙は町村長）。「売買物件の所有権は乙が売買代金を完納したとき乙に移転する」（六条一項）。「甲は売買物件の所有権が移転した日から一五日以内に、実施において立会うことを省略し、書面通告により、引渡しを行うものとし、乙は当該物件の受領証を甲に提出する」（七条）。「乙は本契約のときから売買物件の所有権移転のときまでにおいて、当該物件がその責に帰することのできない事由により、滅失または、き損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転のときから引渡しするときまでにおいて当該物件が甲の責に帰することのできない事由により、滅失またはき損した場合は、売買代金の減免を請求しないものとする」（八条一項）。「乙は本契約締結後売買物件に数量の不足、その他かくれた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減免もしくは損

害賠償の請求または契約の解除をすることができない」(八条二項)。「甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは本契約を解除することができる」(九条)。「乙は、その責に帰すべき理由により、契約が解除されたときは違約金として、売買代金の一〇〇分の一〇に相当する金額を、甲が指定する期日までに納付しなければならない」(一〇条)。「乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない」(一一条)。どうみても、国が優位にたつ契約である。なお、同じ日に、青森営林局長、青森県知事、四ヶ町村長の間で、屏風山整備に関する覚書がとりかわされた。その内容は、つぎのとおりである。(i)屏風山整備計画(県作成)を誠実に履行しなければならない。(ii)境界の紛争、権利者の確定、その他苦情の処理については、県と関係町村が協議して決定する。営林局は、解決に必要な資料で、営林局署に備付のものは提供しなければならない。(iii)屏風山元国有林に関するすべての台帳および諸図簿は、屏風山の整備が完了するまで営林局は県に貸付するものとする。(iv)町村は、買受けた林野を官地民木および貸付を受けている権利者以外に転売してはならない。(v)保安林については、所定の施業計画に基き厳格に管理経営しなければならない。売買面積は、三七〇九町二反一畝二五歩である。町村別、大字別の面積、価格などは、次頁の表のとおりである。

屏風山の売払が契機となって、各地の官地民木の地盤が売払われた。すなわち、昭和三四年度に、中里営林署管内二〇〇町三反六畝二五歩、金木営林署管内八八町八反六畝一九歩、三五年度に、黒石営林署管内三三二町八反一步、市浦営林署管内五町二反三畝一五歩である。現在残っているものは、鱒ヶ沢営林署管内で、西津軽郡鱒ヶ沢町(旧赤石村)大字深谷字黒森一四八番の一号の三二町一反二四歩、同郡深浦町(旧大戸瀬村)大字北金ヶ沢字塩見形上野一七九番地の二五町歩の二ヶ所である。

屏風山売買状況

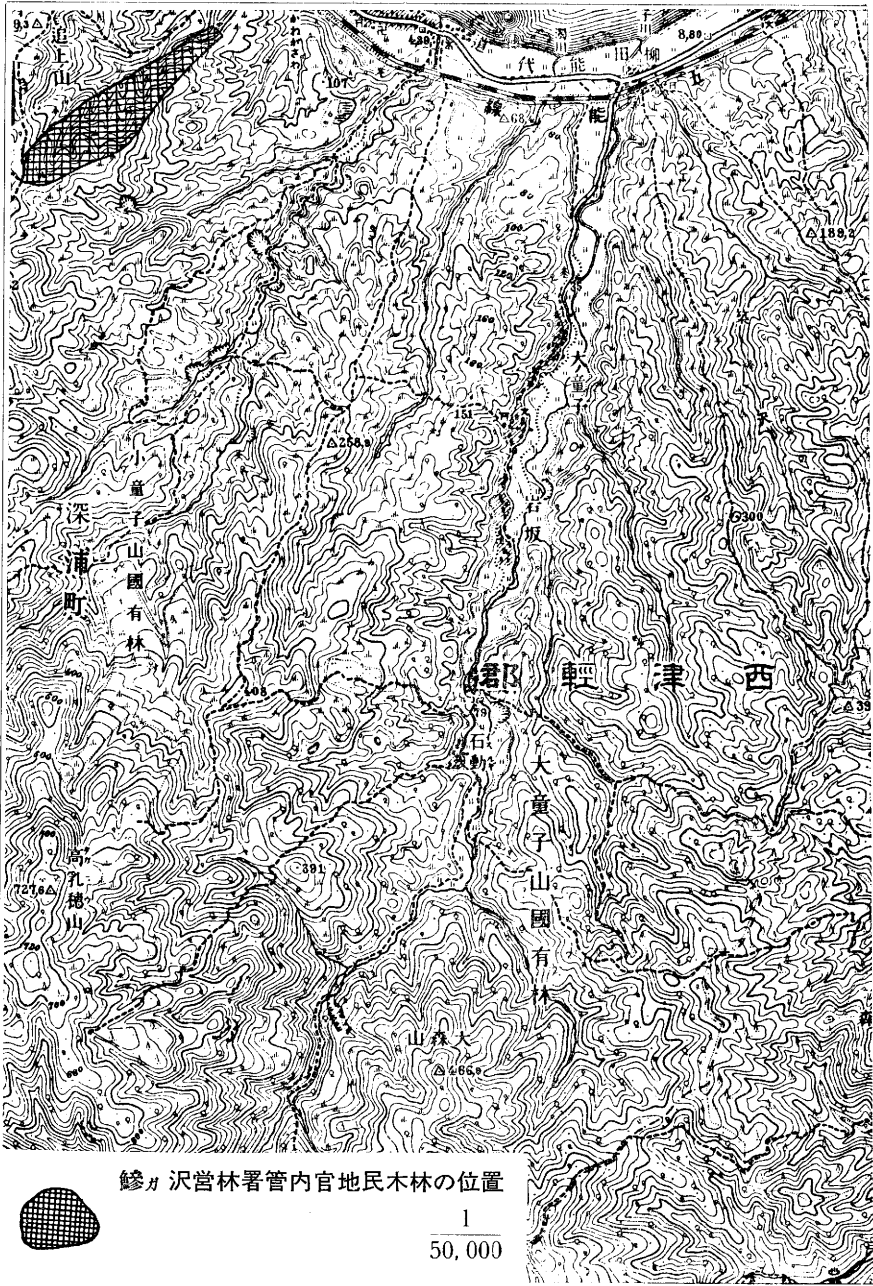
町村	大字	土地		立木		計
		面積	価格	数量	価格	
車力	富范	840.5814	2,108,395	45.58	3,895,385	6,003,780
	豊富	401.2905	1,159,806			1,159,806
	車力	439.2001	1,208,432			
	牛湧	598.9003	2,312,166	12,739石	5,514,776	7,826,942
	下牛湧	1.0904	35,873			
	計	2,281.0627	6,824,672		9,410,161	16,234,833
木造	筒木坂	284.0921	1,807,001			
	亀ノ岡	0.1310	1,828	96	101,842	103,670
	館岡	296.1110	1,669,898			
	大湯町	42.5811	164,851			
	菰樋	154.6224	579,579	199	144,633	724,212
	丸山	113.1501	179,622			
	吹原	149.0429	690,201	495	333,565	1,023,766
	越水	205.8123	749,008			
	計	1,245.5709	5,341,988	790	580,040	5,922,028
森田	床舞	29.8429	178,477			
	大館	35.9916	142,527			
	山田	18.6618	63,247			
	森田	53.7424	389,351			
	計	138.2527	773,602			
鶴田	廻堰	13.9816	36,079			
	妙堂崎	30.3306	60,270			
	計	44.3122	96,349			
屏風山 総計		3,709.2125	13,036,611	45.58ha 13,529石	9,990,201	23,026,812

備考：青森営林局管理課調べ

黒森の官地民木林は、鱒<sup>カ</sup>沢宮林署の官地民木林台地によれば、藩政時代には、田山であった。田山は、水田の水源涵養のための山林である。じっさい、この山林に続いて、水田が古くからひらけている。田山は、植栽するのが普通であろうが、黒森の場合は、天然林である。現在も、ブナとナラの森である。

明治以降、黒森山が官地民木林となった経過については、明らかでない。ただ山田善太郎氏所蔵の文書のなかに、「此地所地租改正ノ際深谷村へ合併相成タルヲ以テ深谷村中ト□□タルニ付本年四月名儀引直之儀出願ノ処左ノ通り御符箋相成タリ」、「本願ノケ所ハ旧藩引続ノ元帳及七年調ノ帳簿ニ於テ旧黒森村中ノ見守ナルコト明記シアルヲ以テ訂正ノ必要ナシ（明治二四年六月一日 青森大林区署長）」、「此御符箋相成タルヲ以テ今般黒森中相続ノ上本絵図面ノ如ク銘々見守地ヲ分チ見守ノ儀協議相整ヒタルヲ以テ見守地図連印シ一葉宛所持セリ」とあるところから、地所官民有区分のさい、地盤は、官有地に編入されたが、立木は、問題を残し、官有に帰してしまつたわけではないと解される。見守とは、官有林を見守るといふよりも、かなり私的支配の性格を備えていたものと思われる。そして、「大正二年三月十三日付四四年庶発第一〇一号ヲ以テ交付セラレタル分」の官地民木林台帳に、登載されている。したがつて、この間に、屏風山などと同じく、官地民木となつたのではないかと推測される。大正五年に調査した記録によれば、「屏風山以外ニ於ケル一般森林ノ取扱ニヨレハ右ノ内見継山、水源山等ノ名称ヲ有スルモノハ何レモ官地民木林ト認メラレ<sup>(3)</sup>」た。屏風山が官地民木となつた根拠については、さきに「土地官民有区分における国の側の収奪も、農民が労働力と費用を投じて植栽した立木までは及べなかつたのであろう」と述べた<sup>(4)</sup>。植栽した田山については、同様に考えてよいであろうが、天然林である黒森山については、そのままあてはまらない。地元の人びとは、人







民の生活になくはならないものであったからであろうといっているが、そうであるとすれば、各地に多くの官地民木がなければならぬ筈である。現在のところ、田山であったから、植栽しないで、天然林を保護管理していただけても、官地民木林となったものであろうという以外に、解明することができない。このような山林は、本来ならば、民有地となるべきであったが、青森県においては、収奪が最もきびしかったから、官地民木<sup>(5)</sup>という特殊な形態が生じたものと考えられる。

右に引用した文書によれば、黒森山の権利が黒森だけのものか、大字深谷に属するかについて争われていたことがうかがわれる。<sup>(6)</sup> 明治二四年には、黒森のものと確定したようである。見守地を分けて、黒森部落の一〇人がこれにあっている。見守地は、一、二号まであり、六号の三町六反二畝二九歩、七号の五反五畝二五歩を除いて、おのおの二町七反九畝六歩、合わせて三二町一反二四歩である。見守人は、一号、三号、七号（合計六町一反四畝七歩）が惣代の山田柗吉で、他は各号一人である。黒森は、当時、一〇戸であったから、部落全体の一種の割山利用であるといえよう。ところが官地民木林台帳の樹木所有者は、「元深谷村用係滝吉徳治郎」となっている。これは、大字深谷の代表者名義である。このようになったのは、山田柗吉が若死し、息子が幼小であったため、深谷に居住している柗吉のいところにあたる者が関係書類を預ると持ち出してしまったからであるといわれている。大正七年に、黒森で、伐採処分しようとしたところ、深谷から異議が出され、再び争いとなった。九年にいたって、ようやく鱈<sup>ガ</sup>沢小林区や赤石村長のあっせんで、和解が成立し、つぎのような覚書をと리카わした。

覚書

西津軽郡赤石村大字深谷字黒森一四八番ノ号

旧田山（官地民木保安林）

台帳面積參拾貳町壹反貳拾四步

右個所樹木所有權確認ノ義ニ付私等各部落民間ニ於テ大正七年未論爭致居候処今般両者協議ヲ遂ケ左ノ条件ヲ相互承諾シ和解致候就テハ爾今永遠ニ亘リ論爭異議相醸ス等ノ事有之間敷為後日覚書參通ヲ作製シ字毎ニ各壹通ヲ保管スルモノ也

壹 本田山ノ樹木所有權ハ赤石村大字深谷有トス

貳 地上立木ノ持分ハ次ノ標準区域ニ拠リ定メ別紙見取図ヲ以テ表示シ実地ニ標識ヲ建設シ境界ヲ判明シ置クモノトス

字細ケ平及字深谷ノ分ハ『南方峯境界線ヨリ起リ全区域ノ約式分ノ壹』字黒森ノ分ハ残り式分ノ壹

參 本箇所ハ水源涵養保安林ナルヲ以ツテ之ガ保護經營ニ付テハ大正貳年青森県知事指定施業案方法ヲ嚴守スルモノトス

大正九年四月貳拾壹日

以上

赤石村大字深谷字細ケ平工藤滝三郎方ニ於テ

赤石村大字深谷字深谷部落

滝 吉 勘 太 郎

(以下省略)

字細ケ平部落

工 藤 石 松

(以下省略)

## 字黒森部落

工藤 晋太郎

(以下省略)

## 立会者

赤石村長代理助役

太田 穰

深谷部落

滝吉 舛作

これは、妥協の結果であろうが、明治二四年当時に較べれば、黒森部落は、かなり後退したといわなければならぬ。経過は、どうあっても、公簿上の名義が強い力をもっていることを意味している。右のような覚書をとりかわしたが、じっさいに区域を決定する段になると、また問題がおこり、伐採できない状態になっている。黒森部落では、伐採後、その跡地をすべてじぶんたちの支配におき、植栽ないし天然更新による立木の所有権を取得しようとしているのに対し、他の部落では、伐採後も、覚書とおりの区域における権利を主張しているためであろう。地盤を売払うという営林局の申出にも応じていない。したがって、実測面積約五二町歩に巨木が繁茂したままになっている。伐採して、売却すれば、相当の収入があげられる筈であり、水源涵養としても、老齡樹を伐採し、更新した方がよいといわれる。昭和二六年、この山林内のため池を築設するさい、例外的に約五反歩を伐採しただけである。この伐採は、黒森の現在の一四世帯に配分された。同じ性質を有する(旧田山で、自然林)北金ガ沢の官地民木林は、必要に応じて伐採している。

山間の部落である黒森では、林野に依存しなければならぬが、右の官地民木のほか、私有林野、共用林野、慣行持売山がある。私有林野は、約三〇町歩であるが、秣場が多い。全然持たない者は、一人だけである。共用林野

は、深谷全部(六二世帯)で、約一二〇町歩である。自家用新にあてられる。慣行特売は、稼用製炭原木である。平均年四〇〇俵程度である。なお、耕地は、水田一五町歩、畑三町五反歩、一世帯平均一町三反二畝で、旧赤石村の七反五畝歩を上回っている。交通は、極めて不便であるが、生産力は、高く、耕耘機を持たないものは、二世帯にすぎない。そのうえ、二人の町会議員を出している。

ところで、この官地民木林の性格を考察しておこう。第一に、官地民木林と認定され、その台帳に登録されているが、国と樹木所有者の間に、借地契約はない。もちろん地代も支払っていない。いわゆる永代無償貸付である。樹木所有者は、旧来の慣行にもとづいて、利用を続けている。黒森山の場合は、部落間の争いによって、伐採できない状態にあるが、本来なら利用しうる筈である。伐採その他の理由について、保安林であるという以外に制限をうけない。保安林は、官地民木林、国有林、私有林などによってちがわない。第二に、権利の譲渡がおこなわれている。金カ沢では、樹木所有者がかなり変動している。官地民木台帳には、「借地権譲渡許可ス」と記されているが、じっさいには、許可されないことはなく、届出と同様であるという。深谷では、樹木所有者の名義を変更しないで、部落相互間の協議によって、実質的内容を定めている。これについて、国の側では干渉していない。第三に、伐採した場合、その跡地を返えていない。天然更新による立木の所有権をも取得する。したがって、立木の所有権だけにとどまらないで、地盤に対する支配権であるといえるであろう。債権的な借地権よりも強い権利である。以上の諸点から、入会権であるというべきであろう。昭和三二年一月一八日の青森地方裁判所鱒ガ沢支部判決が、屏風山について、「部落住民一般に古くより繫争山林に立入りその樹木等の生産物を採取してきた事実があるときは入会権があるものと認めべきであり、本件山林の地盤は国の所有であるからその入会権は所謂官有地入会にあたり地役権的な性質をもち、土地を利用する権利そのものは部落協同体に属し、部落の住民各自はその部落の一員である限りに於て収益にあずか

る権能を有するものと解するを相当とする」と認定したように、この官地民木林についても、国有地入会であると称すべきである。

(1) 拙稿「いわゆる官地民木と国有地入会」（茨城大学政経学会雑誌第五号六七頁以下）。なお、この事件は、仙台高等裁判所秋田文部に控訴され、現在、結審となり、年末ごろ判決が出される由である。

(2) 川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三編『入会権の解体』Ⅱ九頁以下。

(3) 青森営林局絡『屏風山沿革参考資料』三八頁。水源山は、田山と同義語である。屏風山については、「山中ニハ見継山、試植林、漆仕立山、水源山等諸種ノ名称ヲ存スルモ現今ハ其ノ名称ノ如何ニ拘ラス総テ官地民木トシテ取扱ハレ」た。屏風山以外の「試植林ノ如キハ部分林トシテ処理セラレ更ニ漆仕立山ニ至リテハ明治十五年其地上ニ存スル漆、桐、椿ノ三種ニ限り私有ト認メ其ノ他ノ樹木ハ官有ト認メ処分スヘク決定セラレ」た。

(4) 拙稿前掲七四頁。

(5) 明治二六年一月三日現在で（第一八回山林局統計年報による）、官有地は、八八・三%に達し、北海道と沖縄県を除けば、最高である。なお、府県別の官民有林野の比較については、潮見俊隆編『日本林業と山村社会』六〇頁以下参照。

(6) 深谷村は、明治二二年の町村合併によつて、赤石村大字深谷となった。深谷、細ガ原、黒森の三字からなっている。

(7) いちおう返地届が出されたが、官地民木林台帳の事故摘要欄には、「これは林内に貯水池築設するもので、保安林の性質上返地の扱ひせんでもよいものと思料される」と記されている。

(8) この官地民木林の樹木所有者は、はじめ五十嵐伝四郎外五名であったが、後に移動があり、現在、小野文之助となっている。実測面積は、五二町四畝歩である。伐採の例として、官地民木林台帳の事故摘要欄に、「昭和二十九年四月五日県が立木伐採許可指令した区域に疑義、伐採中止させ、細密調査の結果、疑念解消区域内であること確認、青森県、本局および樹木所有者に調査図を添え通報する」と記されている。伐採跡地は、返えていない。

〔付記〕 本稿の執筆にあたって、青森営林局管理課地元施設係長伝法幸太郎氏、鱒ガ沢町黒森山田善太郎氏はじめ多くの方々のお世話になった。ここで、感謝の意をあらわしたい。

（昭和三十七年九月一日）